

「静岡県治山必携（技術基準編）」の一部改正について

新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>3山腹工 ⑫土留工・骨材等 (ア) 裏込め材の適用については、H12. 12. 1 付け整治第 22-5 号の『流路工・護岸工・水路工・土留工等における裏込め材の適用について』に基づき実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 裏込め材の使用範囲は、最下段水抜き下端～天端より 30 cm 下部までとする。 背面の埋戻しは、天端より下部の土量について土砂投入・敷均しを計上する。このときに裏込め材の体積を控除するよう注意すること。 高さが低い構造物(H=1. 5m 未満)については、最下段水抜き下端～天端まで板状排水材を使用し、良質土にて埋戻すものとする。 	<p>3山腹工 ⑫土留工・骨材等 (ア) (削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 裏込め材の使用範囲は、最下段水抜き下端～天端より 30 cm 下部までとする。 背面の埋戻しは、天端より下部については、良質土にて埋戻すものとする。裏込め材を使用する場合、その体積を控除するよう注意すること。 裏込め材を使用する高さが概ね H=1. 0m 未満となる場合については、裏込め材に変え、板状排水材を使用できるものとする。ただし、最下段水抜き下端～天端まで施工するものとし、良質土にて埋戻すものとする。 埋戻し土量については、埋戻工を計上する。

(改正理由)

H12. 12. 1 付け整治第 22-5 号で定める同内容が記述されているため、削除する。

板状排水材の適用範囲について、前面の埋戻し高さにより裏込め材の高さが狭くなるケースがあるため、構造物高さではなく裏込め材高さを基準とするよう改定する。

基準となる高さは経験則から概ね H=1. 0m とし、裏込め材を基本とするため「できる」規定とした。